

令和2年度社会福祉法人指導監査実施計画

社会福祉法及び益田市社会福祉法人指導監査実施要綱第7条の規定に基づき、令和2年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人に対する指導監査等については、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ社会福祉法人の適正な運営の確保を図るため、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、特に次の事項に留意して実施する。

また、平成28年3月31日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、「指導監査ガイドライン」に基づき監査を実施する。なお、島根県及び益田市事業担当課が行う社会福祉施設等の指導監査と連携し、より効果的な指導監査等を実施することとする。

- (1) 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- (2) 法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

2 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要がある。従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目、また他で見られた特別監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を、重点指導項目として設定する。

また、災害発生時の最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画（BCP）の策定を促す。

(1) 組織運営関係

- ① 定款及び諸規定の整備
- ② 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ③ 監事監査機能の強化

(2) 管理関係

- ① 経理規程に則した適正な会計処理
- ② 適切な資産管理
- ③ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- ④ 役員等報酬の支給状況の確認

3 指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

指導監査等の対象、実施時期については別に定める。また、実施形態については、実地監査とする。

4 監査調書

監査調書の様式は「社会福祉法人監査調書【法人本部編】、【会計管理編】」とし、内容は別に定める。